

○警戒宣言が発せられる前における緊急輸送車両の確認

(第 12 条第 2 項)

審査基準

令和 5 年 9 月 1 日作成

法令名	大規模地震対策特別措置法施行令
根拠条項	第 12 条第 2 項
処分の概要	警戒宣言が発せられる前における緊急輸送車両の確認
原権者(委任先)	岡山県公安委員会
法令の定め	大規模地震対策特別措置法施行規則第 6 条第 1 項、第 2 項
審査基準	<p>車両の使用者の申出を受けた岡山県公安委員会は、当該車両が大規模地震対策特別措置法第 21 条第 2 項の規定により地震防災応急対策を実施しなければならない者の車両であることに加え、当該車両の使用目的が以下のいずれかを満たすこととなると認めるときは、確認をすることができる。</p> <p>1 強化地域内の居住者、滞在者その他の者の避難の円滑な実施を図るため必要な車両であること。</p> <p>2 地震防災応急対策に従事する者の緊急輸送を行う車両であること。</p> <p>3 地震防災応急対策に必要な物資の緊急輸送を行う車両であること。</p> <p>4 2 及び 3 以外の場合であって、地震防災応急対策に係る措置を実施するための緊急輸送を確保するため必要な車両であること。</p>
標準処理期間	7 日
申請先	警察署の交通課(交通第一課を含む。)、交通部高速道路交通警察隊又は交通部交通規制課
問い合わせ先	警察署の交通課(交通第一課を含む。)、交通部高速道路交通警察隊又は交通部交通規制課企画係